**大阪府子ども施策審議会 社会的養育体制整備計画策定部会**

**第２回　子ども家庭支援ワーキング**

**議事録**

日時：平成30年11月15日（火）

午前10時00分 から12時00分まで

場所：大阪府本館５階　議会会議室１

出席委員（五十音順、敬称略）

大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンター　共同研究員　岡本 正子

東京通信大学　人間福祉学部　教授　才村 純

松原市福祉部子ども未来室　室長　田中　修一朗

大阪弁護士会 子どもの権利委員会　弁護士　中村 善彦

能勢町健康福祉部福祉課　課長　花﨑　一真

＜事務局＞

定刻になりましたので、ただいまから社会的養育体制整備計画策定部会第2回こども家庭支援体制ワーキンググループを開催させていただきます。委員の皆様方におかれましては、御多忙のところご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

現在の本ワーキンググループに属する委員は配付しております名簿のとおりでございます。本日はワーキング委員数5名全員のご出席をいただいておりますので、会議が成立しているものをお知らせします。

続きまして事務局ですが、家庭支援課長をはじめ家庭支援課の相談支援グループおよび育成グループ並びに地域保健課、子ども家庭センターの所長が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、大阪府においては会議の公開に関する指針を定めており、本指針に基づき本会議も原則として公開としております。配付資料とともに、委員の皆様の発言内容をそのまま議事録として府のホームページで公開する予定にしておりますので、あらかじめご了解いただきますようお願いいたします。

それでは以後の議事進行を才村ワーキンググループ長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

＜ワーキンググループ長＞

それでは早速次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議題は4点でございます。できるだけ多くのご意見をちょうだいしたいと思いますので、円滑な進行に御協力をよろしくお願いしたいと思います。

それではまず、議題1について、まず事務局の方からご説明をお願いします。

＜事務局＞

皆様にお手元の資料1－1と、策定要領の記載（抜粋）をご覧ください。

本日は、市町村の子ども家庭支援体制の構築に向けた都道府県の取り組みということになっております。国の要領で求められておりますのが、ローマ数字の1から4について、都道府県が行う支援を盛り込んだ計画を策定することと言われております。

それは何かといいますと、まず一つ目ですけども、子育て世代包括支援センター、それから二つ目としまして、市区町村子ども家庭総合支援拠点、三つ目としまして、各市町村が定めております子ども子育て支援事業計画に位置づけられておりますショートステイやトワイライトステイ、こういった事業についての充実、それから四つ目としまして、母子生活支援施設の活用。これらについての職員の人材育成をどのようにしていくのかというような計画を策定すること、ということが言われております。このうち母子生活支援施設の活用につきましては、社会的養護の部分にかかわりが深くございますので、もう一つのワーキングの方で検討したいと思っております。

本日は、1から3についてのお話と、それにまつわる人材育成についてのお話をさせていただきたいというふうに思っております。資料の1－1をご覧いただきたいんですけども、まずは子育て世代包括支援センター、それから市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置状況について整理したペーパーになっております。そもそも、この二つのセンターのどこが違うかというところでございますけれども、まず子育て世代包括支援センターにつきましては、妊娠期から子育て期にわたるまでの全ての妊産婦、それから乳幼児を幅広く対象としております。その中で切れ目のない母子保健のサービスと子育て支援のサービスを一体的に行っていくためのものです。一方、市区町村の子ども家庭総合支援拠点につきましては、乳幼児に限らず就学後も含めて、その中で特に手厚い支援を要する子ども家庭を対象として、情報提供でありますとか、相談指導、そういった専門的な支援を行うものというふうにされております。

これらのセンターにつきまして、大阪府下43市町村の設置状況を整理しております。これをご覧いただきますと、子育て世代包括支援センターにつきましては、28の市町村が設置しているという状況になっております。一方で子ども家庭総合支援拠点につきましては、これはちょっと取組みが始まったばかりというところもございまして、まだ43市町村のうち9市町村で行っているという状況になっております。また、1枚めくっていただきますと、先ほど申し上げました子ども子育て支援事業の見込み、それから実績というところを記載をしております。こちらにつきましては各市町村の方で計画を定めていただきまして、平成27年度から平成31年度までの5年間の子ども子育て支援事業計画という形で策定をいただいております。この中で27年度から29年度までの実績、それから30年度の実績の見込みというところをこのペーパーの中で整理をさせていただいております。子ども子育て支援事業自体は非常に幅広い事業になっておりまして、その中でもとりわけ我々の計画に関係するような事業、すなわち子育ての中で、しんどさを感じておられるとか、そういった方々が利用されるであろう事業を抜粋しまして実績を記載しております。例えば乳幼児全戸訪問事業、それから、その中でも特に支援が必要な方を訪問していきます養育支援訪問事業、それから、交流の場を創出していきます地域子育て支援拠点事業、こういった事業の情報提供や必要なサービスの調整をしていくような利用者支援事業、それから、子育て短期支援事業ということでショートステイでありますとか、トワイライトステイでありますとか、そういった事業のこれまでの見込み、それから実績を記載しております。これらの実績を見ていただきますと、例えば乳幼児全戸訪問事業とかは概ね見込んだ通りの実績という形になっておるんですけれども、例えば養育支援訪問事業でありますと、見込み通りではなくて、それ以上に実績が伸びているところとか、あるいは思っていたほど実績が伸びていないところとか、そういった状況があるというところになっております。一つご注意いただきたいのは、これはあくまでに利用見込みに対する実績ということになっておりまして、これだけで利用してもらわなければならないという目標ではないんですね。ですので、こういった見込みと実績に乖離があったときに、それは、実際には思っていたほど使う人がいなかったのか、あるいは体制が整備されていないことによって使いたいけど使えなかったのか、そういった部分の要因分析を慎重にしていく必要があるものです。このことにつきましては、各自治体が平成31年までの計画を策定しておられるんですけれども、32年度から新しい計画が始まっていきます。そういった中で、現在の計画の総括でありますとか、そういったことも含めて、来年度以降策定に取り組んでいただくというところが必要になってくるかなと思っております。

本日特にお話をしたいと思っておりますのは「相談支援体制の整備の課題」というところで記載をさせていただいております。冒頭で申し上げました子育て世代包括センターでありますとか、それから市区町村の子ども家庭総合支援拠点、これらの設置につきましては、まだ全ての市町村で達成されていないという状況になっております。とりわけ子ども家庭総合支援拠点につきましては我々の計画の中でも非常に重要な役割を占めておりまして、これをいかに設置促進していくかというところが今後の課題になってくるかと思っております。この部分につきましては、これから各市町村に計画等を策定いただく中で、こういった設置を進めていくに当たって、各市町村さんが今どのような課題を感じておられるかといった部分を検証した上で、市町村の優良な先進的事例を集めていきたいと思っております。そういった中で、拠点の設置に関してどういう課題があるかというところをアンケート調査しましたところ、たくさんの課題が集まってきまして、そういった課題を大きく4点に整理をしております。一つ目としまして、先ほど言いました二つのセンター、これらの役割分担でありますとか、整備の優先度、それらを市町村のどこの組織が担っていくのか、そういったところでなかなか整理がついていないというところが課題の一つになっております。課題の二つ目としましては、やっぱり人材確保。そういった職員を配置していく上で、研修の充実でありますとか、あるいは人事異動することによって質が低下してしまうというようなことがないように計画的なローテーションを組んでいくべきであるとか、あるいは市町村単独での設置が困難な場合には、広域的な設置に向けての調整が必要ではないかとか、そういったところが人材確保の課題というところになっております。三つ目ですけれども、今度は財政的支援の課題というところで、先ほど言いました、職員配置のための補助でありますとか、必要な資格を取得していくための研修費用でありますとか、施設とか設備の整備をしていくための補助でありますとか、そういったものが必要であるというところが三つ目になっております。四つ目としましては、国に対して、例えば経過措置でありますとかあるいは配置基準の緩和、こういったところを求めていくべきではないかというところが言われております。

今後の我々の動きとしましては、先ほども申し上げましたように、これらの課題について取り組んでおられる市町村でありますとか、そういったところに個別にヒアリングをさせていただきまして、大阪府域の先進的な事例というところを集めて整理をしておきたいなと思っております。そして来年度、各市町村が、今の子ども子育て支援事業計画を策定されるときに参考にしていただけるような取組みを、今のうちにしておきたいというふうに考えております。これが資料1－1になります。

続きまして資料1－2でございます。こちらが、こういった取組みが進んでいく中で、大阪府としてどういった市町村支援ができるのかというところを整理しております。今現在各市町村に対する取組みとしまして、例えば研修、平成17年から始めております市町村の児童家庭相談担当への研修を平成29年度からリニューアルしまして、大阪府要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修と合わせて担当者のスキルアップ研修として実施しておりますとか、あるいは平成27年度から子ども家庭センターにおいて市町村職員を受け入れる研修。それから、児童虐待の予防研修。その他、ガイドライン等の作成というところで、大阪府市町村児童家庭相談援助指針を策定しておりまして、随時改定させていただいております。直近でいいますと、平成29年度に平成28年度の児童福祉法の改正を踏まえまして、子ども家庭総合支援拠点でありますとか、市町村への事案送致でありますとか、児童虐待による死亡事例の検証でありますとか、そういった記載を追記させていただいております。それから、妊娠期からの子育て支援や保健師のための子ども虐待予防対応マニュアル、医療機関等でのガイドラインを策定をしているというところです。また、職員の派遣や、二つの交付金・補助金、大阪府新子育て支援交付金という形で各市町村の体制強化でありますとか、非常勤職員の雇用、保護者支援プログラムの実施等への活用でありますとか、子どもの貧困緊急対策事業費補助金ということで、先ほど言いました子ども家庭総合支援拠点の設置のための補助金というところも含めて補助しております。

それから各こども家庭センターに市町村支援の担当者を平成30年度から配置しておりまして、そういった市町村のバックアップに取り組んでおります。

以上、こういった市町村への取組み支援でありますとか、先ほど言いました二つのセンターの設置でありますとか、そういったところを今後進めていく必要があります。本日はそういった部分につきまして、現場での困り感でありますとか、今後の取組みでありますとか、そういった様々な観点からご意見をいただければと思っておりますので、よろしくお願いします。

＜ワーキンググループ長＞

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見やご質問を頂戴したいと思います。

＜委員＞

市区町村の子ども家庭総合支援拠点は、制度として新しく始まったところなのでまだ分からないとは思うんですけれども、拠点ができたことによるプラスの効果が上がってきているのでしょうか。

＜事務局＞

ただいま設置しているところで、3ヶ所ほど児童家庭相談支援室と子育て包括支援センターが一体になって作っているところがありまして、そういった中では指揮系統が一緒になったというところで、母子保健と児童の方で、同じケースのアセスメントができるようになったというところであったりとか、保健と福祉が情報を共有しながら一つの家庭を見るようになったというところは大きなメリットであるとお聞きしているところです。

課題につきましては、やはりどのように連携していくかというところ。一体化されたところについては、一緒になって組織としてやっていくことになっているんですけども、バラバラで子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を持っている市町村につきましては、今以上に連携していくためにどう仕組みを作っていったらいいのか、というところについて、今まだ模索中というところでお聞きしております。また一緒のところにつきましても、一緒にやったとはいえ、やはり職員数が内からは賄いきれないというところにつきましては、母子保健の方でどんなふうに虐待のところに関わっていくかというところが、保健センターの今までの動きのところでのすみ分けというか、そういったところの整理が必要なのではないかというところを聞いております。

＜委員＞

一緒にされているところの実績はわかりますか。

＜事務局＞

一緒にやられているのが3ヶ所。あとの６ヶ所につきましては、支援拠点を児童福祉主管課が担っているというところになります。

＜委員＞

我々の町は、本当に小さい自治体でございますので、今一緒にさせていただいていますが、これはもう必然的に、保健センター内に福祉課が入っておりますので、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点についても同じ組織で行っている。当然に要対協も福祉課で担います。横の課に、母子のグループがありますので、そこで出産から学齢期に至るまでの連携、加えて、29年度から、教育委員会の家庭教育支援の部分も福祉で担っていますので、そういった情報を全て福祉課で一元的に管理しています。これは小さい町だし、やむを得ない部分でもあるところです。

＜ワーキンググループ長＞

結果として、委員の町の方では一緒にやっていると。ずばり一緒にした方がいいのか、それとも別々でやった方がいいのか、なかなか難しいと思うんですけど、そのあたりお考えであればおっしゃっていただきたい。

＜委員＞

先ほど申し上げましたように、やむを得ずというところもございますし、限られた人材の中でやるというところでは、やはりまとめていることで非常に動きやすいところもありますが、なかなか深堀りができない、専門性が磨かれないという部分もございますので、全てが丸抱えといういいわけでもない。だから、広域でもしっかり、特に子ども家庭センターにはどうしても我々も頼らざるを得ないところであり、この子ども家庭センターは当然、それぞれ市町村を扱っておられますので、子ども家庭センターにも負担ばかりかけるわけにはいかない。そういう意味では先ほどご説明いただいたような研修等により我々の既存の職員の見識を上げていくというような支援というのは非常に助かっているというところです。特に我々のように小さいところであれば、子どもも少ないということもあり、まとめる方がやりやすい、これが大きい市になって行ったとき、必ずしも組織的な統合がいいというわけではないこともあると思う。

＜委員＞

　先ほど家庭教育支援の部分も福祉で担っておられると話しておられましたが、具体的にどのようにされているのでしょうか。

＜委員＞

教育委員会の社会教育の部分でも特に家庭教育支援の事業を福祉課が担っておりまして、主体的に取り組んでいるというところです。子育て世代包括支援センターや、子ども家庭総合支援拠点を兼ね備え、それらを包含する形で、「子どもの未来応援センター」という形で設置しております。そこには、教育委員会の事務局員も出入りしていまして、いわゆる学校教育外の放課後や地域での生活状況、家庭教育も含めて、センターに設置しております「家庭教育応援チーム」の職員が、今はまだ人数が9名と限られてますけども、5歳児から小学4年生までの全ての家庭を訪問し、学校や地域、家庭教育の情報を横串で把握して課題が顕在化するように取り組んでいます。そこにはもちろん母子保健や、関係する部局の職員と連携をしながら取り組んでいます。

＜委員＞

　資料1－2で、市町村への支援の中の「その他」の項目で、「子ども家庭センターに市町村支援担当者を配置」とありますが、詳細は。

＜事務局＞

平成28年の児童福祉法の改正で、児童福祉司の配置標準が定められたということも含めまして、大阪府の方で子ども家庭センターの計画的な増員を図っている中で、その一部として、いわゆる市町村との連携を主としたスタッフの配置をしたというところです。主な業務としましては、市町村職員の受入研修、市町村の職員さんに子ども家庭センターに来ていただいて一緒に子ども家庭センターの職員と動いていただく研修であるとか、連携会議であるとか、事案送致であるとか、センターで受けたケースを市町村の担当の方と共同して事案送致をする、指導委託をお願いする、というところを中心となって担う職員を新たに配置したというところです。これまでは地域の担当者がおりましたけれども、当然個々のケースを持っておりましたので、あくまでも市町村との連携を主とした担当者を配置したというところです。

＜委員＞

それは子ども家庭センターが扱っているケースについての連携ということでしょうか。

＜事務局＞

管内の市町村ごとに様々な体制がございます。人口規模でありますとか、要対協の職員の状況でございますとか、様々ございますので、6センターに1人ずつ専任で配置しておりますので、まず市町村を回って、各市町村がどんな状況にあるだろうかと。コーディネート、あるいはその市町村と共同して取り組むということが非常に重要でございますし、「役割分担」という言葉で非常に簡潔に述べられているものの、いわゆる本当に生きた役割分担が進んでいくためには、職員が日ごろから市町村と連携を進めていくということが非常に重要でございますので、基本的にまず市町村を回るということを指示しまして、各センターの担当者がその管内の市町村ごとに、どういう連携の仕方がよいのか、実務者会議に積極的に参加するという形もございますし、受入研修を積極的に進めるという形もございます。また、市町村コーディネーターの会議を月一回していますので、各地域での状況で先進的にこんな取組みをするとうまくいく、というような話が出てきましたら、それを他のセンターでも共有するというような、かなりフレキシブルな動きを進めているかな、と。

形式的には児福法の改正で、事案送致という形で市町村から事案をもらうとともに、子ども家庭センターが関わる事案を送るという、生きた制度になるためにも、実質4ヶ月の実績で見ますと、例えばＤＶに関して警察からの通告が大変ふえてきているわけですけれども、相談しながら、4ヶ月の実績で250件を超える送致が実績上生まれてきてますので、それも「渡すで」「渡さへんで」という関係ではなく、本当に顔の見える関係の中で、生きた事案が動いていくっていう形を地域で形作っていくためにも、コーディネーターが今頑張っていると。まだ初年度でございますので、まだこれからもう少し形を作っていかなければならないかなと思っているところでございます。

＜委員＞

市町村支援担当者は専任ですか、ケースを持たずに。支援担当者同士の情報共有の場は。

＜事務局＞

情報共有の場は、月1回、中央の方に全市町村コーディネーターが集まりまして、そこで各地域の取組みと、先ほど申したように先進的な取組みを共有して自分の地域に持って帰ってもらうということをしております。もちろん、専任といいましても、例えば虐待等で立ち入り調査とかがあって複数名同時に出動しなければならないときに、私はコーディネートだから参加しません、というようなことはできませんので、そこは一体的に運営しています。ケースを全く触らないというわけではないですけど、基本的に市町村と一緒になって事案を動かしていくということを目的としております。

＜ワーキンググループ長＞

ちょうど子ども家庭センターと市町村の役割分担の要となるような人材なのかなと。今後、どんどん市町村の役割が重視され、こういった子育て世代包括支援センターも含め、それぞれ地域差があるし、また共通する課題も出てくる。そういう支援担当者同士の情報から、やはり施策としてくみ上げていくようなシステムだと。そういう答えなのかな、と。

＜委員＞

子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点の普及というふうな形で計画の中に盛り込むことになって、本市の場合は、子育て世代包括支援センターの方は子ども子育ての関係の中で32年度末までに全国的に目指すということで、母子保健分野で協力して、意識が高まってきているところではある。

本市の場合、まだ両方とも設置はしていないんですが、組織的な役割分担という点でどうしていったらいいのか、という一つの壁がある。子育て分野のところは虐待を担当するので、拠点を非常に前向きに捉えているっていうところがあって、この拠点を設置するとなれば、子育て先代包括支援センター内でないと運用が難しいであろうな、と思っている。子育て先代包括支援センターが仕入れた情報の中で、リスクが出てきたな、警察的にしんどくなってきたなっていうふうな事例を、拠点に繋げて対応するっていうふうな思想かと思うのですが、包括支援センターから拠点のところにどう繋げていくんだっていうふうになっていて、温度差が母子保健部分にあるんじゃないかなということを、非常に感じているんです。

初めに、包括支援センターが全面的に進んでいっている中で、拠点との役割分担を明確にしていかないと、市町村の中で組織体がバラバラになっているという、今までの状況とほぼ変わらないのではないか、一旦、母子保健のところで処理をしてから、虐待部門に行って連携が進む、今までとはまた違う縦割りが出てきてしまうんじゃないかなという危惧をしているんです。計画の中で、こういうふうな連携でとか、何かを明示していかないと、また同じようなことが起こるんじゃないかなという危惧をしています。

＜事務局＞

おっしゃる通り、この二つのセンターの設置をどういうふうに進めていくかっていうところが今後の課題になってくると思うんです。また、二つのセンターを所管している法律も違えば国の省庁も違っておりまして、来年度、全国的に子ども子育て支援事業計画を策定する中で、子育て世代包括支援センターの方は、国の方からもこうしなさいということが明確に指示がくるかと思うんですけども、子ども家庭総合拠点の話がどういうふうに入ってくるかっていうと、まだ見えてないところもあるんです。ただ、マニュアルとしましては今日ご意見いただきましたように、一緒にやる方がいいのか、あるいはもうバラバラの方がいいのか、それも市町村さんの規模によって、また、進み方っていうところも違ってくるかなと思ってます。そこで、計画策定の前段階として、我々として、いろんなパターンのお話を聞かせていただいて、一定整理をすることによって、各市町村さんで考えていただくときのヒントとなるようなものを作れればというふうに思っています。本日いただいた意見も踏まえて精査の方をしたいと思います。

＜ワーキンググループ長＞

ヒアリングは、府下の先進事例と思いますが、この際できればちょっと全国規模で、ここが先進的にやっておられるとか、そういう情報も可能な範囲で収集していただいて、どうでしょう。

＜事務局＞

先生がおっしゃるとおりで、なかなか府内では数が少ないっていうところで、全国的に先進的に置いているところの情報収集ですとか、考えていかないといけないと相談していたところで、その辺りも含めてご意見を踏まえて対応していきたいと思っております。

＜ワーキンググループ長＞

それでは議題2で、児童家庭支援センターの取り組みについて見させていただきたいと思います。事務局の方から御説明お願いします。

＜事務局＞

それでは事務局の方から説明させていただきます。

皆さんお手元の資料の策定要領の記載の抜粋をご覧いただきたいんですけども、児童家庭支援センターのお話になっております。国の要領の方で、この児童家庭センターにつきまして求められておりますのが、この児童家庭支援センターの機能強化、それから設置に向けた計画を策定することと、その策定に当たりましては児童家庭支援センターが地域支援を十分行えるように、機能強化を図っていくこと。あるいは児童相談所の補完的な役割を果たす拠点として制度化されたという経緯も踏まえて、児童相談所管内の人口規模に応じた配置でありますとか、都道府県域が広域にわたる、そういった状況を踏まえまして、児童相談所が身近にない地域の設置を検討することが求められております。こういった要領も踏まえまして、そもそも児童家庭支援センターにどういうことが求められているかというところをお手元の資料2につけております。

こちらは設置運営要綱ということになっておりまして、例えば設置および運営の主体というところにつきましては、地方公共団体および社会福祉法人等であって、都道府県知事が指導委託先として適切な水準の専門性を有する機関であるという認めたものとする、その事業内容としましては例示がされておりまして、一つ目が地域、それから家庭からの相談に応ずる事業。二つ目としまして、市町村の求めに応じる事業。それから都道府県または児童相談所からの受託による指導。里親等への支援。最後に関係機関等の連携連絡調整と。1枚めくっていただきますと、職員の配置、それから児童家庭支援センターの設備というところで、職員としましては、相談支援を担当する職員とか、心理療法担当する職員を置きなさい、設備としましては、相談室やプレイルーム、あるいは事務室、その他必要な設備を整理しなさいというところが求められております。

これらを踏まえ、児童家庭支援センターについて、大阪府では今どのような形で整備をしておりますかっていうところが、資料になっております。こういった例えば都道府県が非常に広大であるとかですね、そういったところで市町村、児童相談所を補完するような役割が求められておるんですけども、大阪府に関してはですね、子ども家庭センターが６ヶ所ございます。府内の政令市を除く41市町村につきましても、全て要対協が設置されておりまして、交通の利便性から広域対応も可能な状態になっております。ですので、基本的にこの児童家庭支援センターで求められている役割も含めまして、今現在大阪府では子ども家庭センターと市町村がお互いに連携しながら取り組んでおりまして、ノウハウも蓄積されている状況というふうになっております。また新しい社会的養育ビジョンの中で今日も検討しておりますように、市町村の子ども家庭支援体制の強化でありますとか、子ども家庭センターの強化というところがさらに求められている状況になっております。

こういった中で大阪府の取組みも進んでいるんですけれども、一つの取組みとしまして、今、大阪府の中では貝塚市に児童家庭支援センター岸和田というところが設置されておりまして、岸和田子ども家庭センターの管轄が非常に広いという実情も踏まえまして、地域に根付いた支援を行っていただけるというところになっております。

大阪府における児童家庭支援センターの取組みについてということで記載をしておるんですけれども、大阪府では貝塚市に児童心理治療施設がございまして、そこにセンターを付しまして、心理療法、担当職員などによる通所の指導でありますとか、それから個別相談の業務や地域の保護者子ども向けのプログラムでありますとか、そういった施設のメリットを活かした専門的な治療的な取組みを今やっていただいているというところがあります。

参考としまして相談支援方法でありますとかその件数ということで平成26年から平成29年までの実績の方記載をしております。

こういった児童家庭支援センターにつきまして幅広いご意見をいただければと思っておりますのでよろしくお願いします。

＜ワーキンググループ長＞

どうもありがとうございました。ただいまの事務局の説明につきまして、ご質問、ご意見をちょうだいしたいと思います。

そもそも児童家庭支援センターが制度としてスタートしたのは、当時、児童相談所が一つの都道府県当たりだいたい二、三ヶ所で、それではなかなかやっぱり地域に密着したきめ細かな支援が難しい。つまりそこを補完する形で、児童家庭支援センターというのができたというふうに記憶してるんですけども。ただ、その後市町村の役割が重視され、ますます市町村の機能は充実してきたし、特に大阪府の場合、事務局の方からご説明いただいたように、やっぱり狭いですよね。面積が狭い。果たしてそういった状況の中で、児童家庭支援センターの役割をどこに求めるのか。そういう課題を踏まえて、積極的なご意見をいただきたい。

＜委員＞

資料の中で、子ども家庭センターの職員配置をいただいているが、児童家庭支援センター岸和田の職員の配置はわかるか。

＜事務局＞

配置については国の方で決められておりますが、心理の担当者が１名、相談・支援を行う職員を2名というところが、おかないといけない職員という形で載っております。実際、この3名の職員につきましては、児童家庭支援センター岸和田の職員さんとしていらっしゃって、児童心理治療施設に併設されていますので、そこの職員さんが応援に入っているという現状を聞いています。

＜委員＞

私はある子ども家庭センターの担当をさせていただいてるんですけれども、そのセンターの管内に児童家庭支援センターがなくてですね、これまでいろいろと相談を受けてくる中で、児童家庭支援センターというものが出てきたことがなくていまいちその役割のイメージが持ててないというところがあります。

実績の方を見ますと、来所の相談というところが平成29年で増えているんですけども、この平成29年に来所相談が増えた要因はどの点にあるのか、ご存知でしょうか。

＜事務局＞

平成28年度からカウントの仕方が少し変わっているというところもあるんですけども、来所につきましては、もともと児童心理治療施設さんが独自に行っていた親子プログラムのところから、入所された方の中で個別に相談したいということで更に繋げるという取組みをされて、実際繋がって件数が増えているというところです。

＜委員＞

そのプログラムを子ども家庭センターから保護者さんに受けてくださいという指導というか促しがあったわけではないのでしょうか。

＜事務局＞

促したということではなく、一般的な子育て支援ベースのものであって、チラシを配ってこられた方ということで、岸和田市や貝塚市の方々が来られてるというところです。

＜委員＞

独自にプログラムを実施しているということで、増えているということでしょうか。

＜事務局＞

そこにあることで、せっかく職員さんがいらっしゃるから、実はこんなことがちょっと不安になってて、という形で相談ベースのところからの繋がりであると、はい。それについては1回の方もいらっしゃいますし、継続して繋がる方もいらっしゃるというふうにお聞きしております。

＜ワーキンググループ長＞

相談支援方法別件数は、相談の中身っていうのはわからないですかね。大ざっぱに例えばいわゆる文字通りの相談なのか、それとも例えば家族再統合支援のように、何かそういうコモンセンスとか、親へのトレーニングなど、大まかにいくつかパターンがあると思うんですけど。

＜事務局＞

相談支援方法別件数の中には、家庭からの相談に応じる業務も入っておりますし、子ども家庭センターから受託による指導もこの中に入っております。子ども家庭センターから指導委託しているケースは4事例ほどあるんですけども、そういった事例につきましては、一時保護もしくは施設退所をされた親子について、グループ長がおっしゃったように、コモンセンスやペアレントプログラムを行っていただくという形で月に2回、それを数カ月行っているような事例はあります。先ほどの子育て不安みたいなケースについても、電話相談とかで受けておられたりしますので、幅広く相談に乗っていただいてるという形はあります。

全件までは詳しく聞けていないんですが、毎年、この中身につきましてどのような内容だったのか、ということにつきましては把握をしているところです。ただ、もう少し中身について、特にどんな内容で電話相談を受けているのかっていう点につきましては、もう少し具体的にしていく必要があるかと思っております。

＜ワーキンググループ長＞

新しい養育ビジョンの中で、要するに本人との契約による相談援助というのがまず第一段階として会って、それが限界にきていたら行政処分として指導する、いわゆる2号措置。内訳は分からないですけど、つまり委託はどれぐらいで、それ以外はどれぐらいでっていうのはわかりますか。

＜事務局＞

それはわかります。

＜ワーキンググループ長＞

その委託の中身ですね。家族再統合なのか、それ以外なのか。

＜事務局＞

それは子ども家庭センターからの指導委託の形のもので、わかっています。

＜ワーキンググループ長＞

では次回、そのデータを示してもらえますか。

＜事務局＞

そうさせていただきます。

＜委員＞

児童家庭支援センターが、市町村ではない内容で専門的なことを取り扱っていただくところもありつつ、先ほどからの話だと、市町村をいかに強化していくかというような話になってくるので、それを両立させるというのはなかなか難しいなというふうには感じています。先ほどの話と関連するのかもしれませんけれども、児童家庭支援センターに持ち込まれるケースっていうのが、本当にここでないとできないものなのか、あるいは今後市町村が担うということが期待されているものなのか、ということはしっかり見ていかないと、市町村も強化しないと、児童家庭支援センターもいろんなところに設置しないと、となると、やっぱり人員的にも費用的にも無理になってくるので、実情に合わせて、大阪ではこういうところを強化していくんだということで、打ち出していく必要もあろうかと思います。児童家庭支援センターに向いている役割があるみたいな言い方になってしまうと、府内6つの子ども家庭センターの間に児童家庭支援センターを置くということになり、それも現実的ではない。

繰り返しになるんですけども、市区町村の強化という部分と、児童家庭支援センターを設置していくということが果たして両立するのか。むしろ効率悪くならないか、と思っておりますので、どういった案件が持ち込まれているのか、それがさらに今後市町村で持つことができるのか、それともできないレベルなのかといったところを精査する必要があると感じています。

＜ワーキンググループ長＞

相談支援の全体のグランドデザインを描いた上で、この部分が欠けてるとか、ここはやっぱりちょっと市町村の体制強化や子ども家庭センターの体制強化をもってもやっぱり無理だから、ここは児童家庭支援センターで、とか、何かそういう全体の整理の仕方が必要なのかもしれませんね。

＜事務局＞

先生方のおっしゃるとおりで、大阪府は狭小地で、6か所の児童相談所を設置して、かつ一定規模の一般市も多かったり、中核市も多かったりというふうな特徴があります。例えば山口県とか、広域の自治体だと、本当に児童家庭支援センターと児童相談所が機能分担しながら、児童相談所の支所のような形態でされているところもあるんですね。大阪府ではそういった形態では難しいというふうに考えていて、府の場合、地域のニーズに応じた機能を発揮できる取組みを行っていただいてるところなんですが、児童家庭支援センターの位置づけは相談支援を含む一方で、社会的養護に位置付けるということを別途考えてみようしていて、厚労省はどちらかというとそちらの方に持っていくのかなっていうふうに思っております。と言いますのは、施設の機能として、里親ですとか家庭養育にシフトしていく中で、高機能化や多機能化が今後求められておりまして、そういったところの施設のヒアリングを今後やっていくんですが、その中で、相談機能を充実させたいというふうな、児童家庭支援センターとしての機能を持っていくというところがあれば、機能強化や多機能化というところに位置づけていった方が良いと思いますので、施設の意向をくみ取って、さっきおっしゃられたような全体のグランドデザインといいますか、そういったものに組み込んでいければと思います。

なお、現在の児童家庭支援センターの実績ですとかは、報告を毎年いただいている状況なので、次回、ご提示させていただければと思っております。

＜委員＞

非常にざくっとした言い方になってしまいますが、利用支援では息の長い支援が必要。役所で相談支援をするとどうしても担当者が異動で変わってしまうが、やはり変わるとまずい人がいるんですよね。職員と信頼関係ができた時点でまた異動で出て行くっていう、そういう実態がありますから、やっぱりその中でいくら行政の方で踏ん張っても限界があると思います。そういったところをやっぱり一貫してやっていくためには、今おっしゃったように、そういう施設機能の中で対応していくことの方が僕はベターかなという気もする。そんな部分も含めて、グランドデザインを意識しながら進めていくのかな。いただいたご意見につきましては先ほどと同じで、事務局の方で検討をお願いします。

それでは、続きまして中核市の児童相談所の設置に向けた意向についてお願いさせていただきます。事務局からご説明をお願いします。

＜事務局＞

それでは、先ほどと同じようにお手元の資料の策定要領をご覧いただけますでしょうか。今度は児童相談所の強化に向けた取組みというところがこれに該当します。平成28年の児童福祉法改正を受けまして、全ての中核市が児童相談所を設置することができるようになったと。これを踏まえまして、できるだけ設置を促していくということになっております。

こういった中で、中核市が児童相談所を設置するにあたっての具体的な計画を策定しなさいと。そのための留意点としまして、都道府県内の中核市の設置に係る意向をまずは確認しなさいと。希望する中核市等につきましては、スケジュールでありますとか、人材養成に対する事項を記載していきなさいと。さらに話が具体化してくれば、個別の具体的な協議の進め方とかですね、そういったところについても検討しなさいと言われております。

こういった中で今現在、大阪府内の中核市の意向がどうであるかというところを整理しておりますのが資料になります。資料をご覧いただきますと、大阪府で対象となります中核市が、来年度から中核移行する寝屋川市も含めますと全部で６つあります。すなわち、高槻市それから豊中市、東大阪市、枚方市、八尾市、それから寝屋川市です。これらにつきまして、今年の5月に、我々家庭支援課の方から意向確認をしております。確認しましたところ、「設置する方向」あるいは「設置に向けて検討」という市町村につきましては今のところはゼロということになっております。「設置しない方向で検討」としているところが1市ございまして、こちらにつきましては人材確保が困難でありますとか、児相を設置することによる一時保護所や児童養護施設の整備は困難であるとか、市内に大阪府の児童相談所が所在しているとか、理由として挙げられております。また、現在の大阪府、それから市町村の広域な取組みや役割分担に基づく取組みが不可欠であるというところから、設置しない方向というところでご意見をいただいております。「設置をするかどうか検討中」というふうになっておりますのが2市ございまして、これは全国で公表しているんですけども、大阪府でいいますと、枚方市、それから豊中市がこのように回答しております。現在、近隣の中核市との意見交換でありますとか、中核市で児童相談所を設置している他府県への視察に取り組んでおられると。あるいは、近隣中核市の連携会議や情報交換を通じて現状把握を進めておられます。また、政令市の児童相談所や一時保護所の視察というところで、検討の方を進めているというところになっております。

また、そもそも設置するかどうかということについても「検討に至っていない」というところが残りの3市になっております。こちらにつきましては例えば設置とか、運営費用といった面での財政上の問題、それから専門的な人材確保、相反する役割を一つの機関が担うということに対する問題ありますとか、それから、まずはやっぱりその市区町村の子ども家庭総合支援拠点を整備することが先決であるというふうに考えておられるとか、こういった理由で、今設置するかどうかについては決めかねている、検討していないというところが３市になっております。

幅広く児童相談所の設置に関する課題というところを聞きましたところ、だいたい今まで出てきたようなお話に加えて、例えば先般同じような話があったんですけども、一部の設置等に関する場所の確保とか、地域住民の理解の難しさ、こういったところもやはり問題としてはあるのかなということになっております。

こういった検討に関する今後の予定ですが、豊中市さんや枚方市さんは、引き続き、近隣中核市との意見交換を行っていく。それぞれの課題を踏まえて、設置するかどうかについての結論を出したい。今後も引き続き、国の動向を注視しながら、中核市等会議においての情報共有でありますとか、議論を行っていく予定とか、そういったところへご回答いただいております。

例になりますけれども、この設置に関する国や府への要望としまして、現在の子ども家庭センターが持つ課題を明らかにしてほしいとか、そもそも設置については3年から5年の準備期間が必要であるとか、設置をしていく中で市が負担するにはコストが大き過ぎるとか、府内の中核市が児童相談所を設置することに対する考え方まで示していただきたいとか、そういった話が出てきております。

参考としまして最後のページに全国の中核市の意向の状況というところを記載しております。全国でもやはり「設置する方向」とか、「設置の方向で検討」というところが非常に少なくなっておりまして、設置する方向で検討しておりますのが明石とか奈良市、設置の方向で検討しておりますのが船橋市とか豊橋市。「設置の有無も含めて検討」としておりますのが、先ほど挙げさせていただいたんですけども、豊中市や枚方市も含めまして19ヶ所ということになっております。この資料につきましては厚労省の方で調査をされて、平成30年6月時点でということで公表されているデータというところになっております。

＜ワーキンググループ長＞

どうもありがとうございました。なかなか消極的な事例が非常に多いですが、ただいまのご説明につきましてご質問、ご意見を頂戴したいと思います。

これ市にとっても色々と課題が多い。国でも児童相談所の在り方について検討が行われているやに聞いてるんですけど、何か示されるビジョンでも見ないと、なかなかやっぱり今の状況で進めていくのは市町村の方でも二の足を踏むというのはわからなくもない。何か、国の方で進められている検討について情報があれば、教えていただきたい。

＜事務局＞

中核市や特別区の設置促進について、予算的なところで一定の配置をしていくというところは出ている。また、これまでの児童相談所を設置する上でのマニュアルみたいなものや研究がすすめられていたりとか、そういった状況はあります。

＜ワーキンググループ長＞

先ほどの説明でもありましたけど、介入と援助という相反する役割を一手に担うということがなかなか難しいと。そのために権能を分離すべきであるという意見も出ていたと思うのですが、そのあたり、何かご存知ですか。

＜事務局＞

まず、児童相談所の機能分化をどうするのかというのが一点。2点目が児童虐待の通告先の一元化をするのかしないのか。3点目が、いわゆる資格を何らか用意するのかどうかという、この3点について国で検討が進められているところです。まだ検討中で、年度内に何らかの形で報告書を上げる予定となっているところですけれども、必ずしも議論がまとまっているという状況までは到達していないのかなと。といいますのも、全国の児童相談所の状況もかなり大幅に違いますし、虐待通告件数も、大阪のように1万1000件を超えるところから数百件というところまで、一時保護の件数も大阪のように2000件を超えているところから100件もないというところまでございますので、一律の形で示すことが適当なのかどうかということについては、ずいぶんいろんな委員からの意見が出されているところでございます。

それから通告の一元化につきましても、必ずしも分離する方がよいという意見で統一できるかどうかというのは、ちょっと意見のまとまりがまだ見えていないというふうに理解しております。

＜ワーキンググループ長＞

通告先の一元化にしても、児童相談所の根本的なあり方の問題ですので、そこがやっぱり見えければ、現状ではもっていきにくい。いずれにしてもあれですかね、年度末ぐらいには中間報告みたいな形で、という予定ですかね。

＜委員＞

中核市さんの方に調査されたということですが、これで最終決定ということでしょうか。この中で、大阪府が計画を策定するときに、中核市において「意向はない、引き続き検討する」ということを書くのか、児童相談所の設置をすることになった場合の支援の中身までを書くのか、そのあたりが非常に難しいなと感じております。

＜事務局＞

中核市による児童相談所の設置につきましては、おっしゃるとおり、設置するかどうかの決定は市の方でしていただくということで、意向を確認させていただいています。で、設置したいという意向があれば、それをどのように支援するのかというようなことも含めて、計画に記載するのだと考えています。

＜委員＞

これは積極的に設置しなさいという促しまで求められているわけではないですよね。もしそこまで求められているなら、ある程度設置したいと思わせるようなプランを見せなければならないかもしれません。そういうことまでは難しいので、「頑張って応援します」みたいな書き方にならざるを得ないかな、というふうに感じます。感想です。

＜事務局＞

国の方向性としてもできるだけ地域住民の近いところでという方向性ではあるので、一定、「設置するのですか」っていうところとか、先ほどおっしゃっていただいたように「こういう支援をしますので」というところは方向性としては示させていただいたり、支援策をご提示したり、そういう取組みを進めていくということは、書くのかなと思います。

＜ワーキンググループ長＞

報告書の中でも、一定誘導策というようなところ、市町村への働きかけについても少し言及していくということでよろしいでしょうか。

それでは、本議題はここまでとしまして、次は議題4ですね。

＜事務局＞

それでは、先ほどと同じように、お手元の要領をご覧いただきたいんですけども、最終ページになります。児童相談所における各都道府県の職員の配置など、子ども家庭福祉人材の確保、それから育成のための具体的な計画を策定しなさいと。とりわけ、職員配置については、医師や保健師、それから弁護士といった方々について、その配置の方法であるとか、そういったところについて記載をしなさいと国の方から求められております。

これを踏まえまして資料を作成しておりますけれども、人材配置の今後の部分につきましては、どうしても人事の話になりますので、今現在の子ども家庭センターの職員配置の状況を記載させていただいております。

大阪府では６つの子ども家庭センターごとに、各課と、そこにどのような職種を何名配置しているか、というようなところを整理しております。

各センターには、基本的に全ての通告や相談を一元化して受領し、初期アセスメントを含めて対応をしている相談対応課、それからその中でも社会的養護に当たる児童の支援を行っております育成支援課を設置し、取組みを進めているところです。とりわけ先ほど国の要領にも出てきました弁護士とか、医師の配置につきましては、大阪府児童虐待等危機介入援助チームというなところを設置しております。これは、資料の中にありますように弁護士、それから医師の方々でチームということになっておりまして、弁護士の配置に準ずる措置ということで設置をしております。

子ども家庭センターに担当の弁護士２～3名を配置しまして、スムーズな連携を行っているというところ。それから、各センターの担当弁護士に加えまして、約80人の弁護士の方と契約をしまして、様々なケースに応じて、あるいは事案の内容や対象者の性別に配慮しながら、幅広い対応をさせていただいております。それから、各子ども家庭センターにチームが定期的に訪問することによって、効率的な法的相談が可能になると。こういった形で、常勤ではないですけども、チーム体制によってこの専門性を確保しているというところが現在の状況になっております。

資料の裏面には援助チームの活動実績ということで、電話相談、それから面談、家庭・機関訪問でありますとか、そういった実績を平成27年から29年まで掲載をしております。

それからセンターの人材育成につきましては、センターで行っております研修を大きく分けまして、新任・新採職員の研修、それから分野別の研修、それから国の方で言われております児童福祉司の任用後研修ということで、全ての児童福祉司を対象に研修を実施しております。

この研修につきましては資料の裏面に科目を記載しておるんですけれども、子ども家庭支援でありますとか、子どもの面接に関する技術、相談における方針決定、そういった観点で幅広く科目を設定して行っているという状態になっております。

こういったところで職員の配置でありますとか人材育成、それから専門性を有しております医師や弁護士の方々との連携体制を構築して取組みを進めているところでございます。

＜ワーキンググループ長＞

ただいまのご説明につきまして、ご意見やご質問を頂戴したい。

＜委員＞

少し教えていただきたいんですが、活動実績のところで平成27年度から29年度の件数が出ています。28年度の弁護士の先生の件数が、他の年度とずいぶん違うんですがこれは何かがあったんでしょうか。

＜事務局＞

実際、非常に困難なケースが多かったというところで件数が上がっているというところでございます。

それと、平成29年度にセンターの定期訪問という項目が加わっていますが、もともと速やかに先生方と相談するという状況があったんですが、やはり件数も増えているということも含めて、弁護士の先生方にセンターの方に来ていただいて、より細かくご相談させていただく体制をとったというところでございます。

＜委員＞

弁護士の先生方でこの定期訪問ということを改めてスタートしたということで、これによって弁護士にとっても業務がスムーズに行えるようになったと理解してよろしいでしょうか。

＜委員＞

そうですね。何名かに聞いてみたんですけども、例えば事務所に来ていただいて相談する場合、ある程度センター内で方針が決まった状態で持ってこられることが多かったのですけども、定期訪問に行くことによって、また方針が固まってない段階で話が聞ける。「ここのところ気をつけておいた方がいい」「こういうふうな形で資料を作った方がいいのではないか」といったような、ケースが固まる前の段階で関わることができるようになって、それは弁護士にとっても、全体の流れの中で最終的な裁判のところだけやるのではなかなかセンターが思っているところをうまく表現できないこともあったりするんですけれども、全体の中でこの裁判手続きがどう位置付けられているのかということの理解にもつながっている。あと、細かくいろんな法律上の問題というのは何も28条申立てに限らず、親が捕まったけど刑事事件ってどんな流れになっていくのかとか、離婚の裁判とか、裁判手続きのこととか、電話で聞くほどのことでもないなと思うことを、目の前に来てくれたので聞けるというのが多い。今まで、いちいち電話をかけなければならないというところで敷居が高かったようなところがあるんですけども、「今センターに来てはるからちょっと聞いてみようか」っていうような形がとれるようになってきている、そういったところにもプラスの効果があるのかなというふうに思っています。

＜委員＞

国の基準でいったら常勤の促しみたいな書き方がありますけれども、今の定期訪問で、常駐はしていないけれども相談が最終決定の前からできるということで、常勤的な拡充ができていると、そういう風に考えてもよろしいですか。ちょっとそこはまだ難しいのかな。

＜事務局＞

そのように考えています。

＜委員＞

ちょっと違う意見を言ってしまったら申し訳ないのですが、私たち弁護士がどれほど児童相談所のために役立てるかっていうところもあるんですけども、他方、どうしてもやはり弁護士に相談をするという仕組みになっていない部分は、場合によっては、法的な問題が実はあったのにそこが確認されないまま進んでいるっていうこともあるかもしれない。なので、そこはやっぱり、いつもいるのといないのとでは、差異はあるかなと思う。あとは裁判をどうするのか、という以外のところでも、例えばどういう書式を作ったら業務が効率的になるのかとか、そういったところで我々がお手伝いできることもあるかもしれないですけど、そういったところまではまだまだ整理されていないところでございます。

あと、これは情報提供的な話ですが、常勤の弁護士を配置した方がいいのではないか、という考えが基本的な流れになりつつあるのは確かです。

例えば今年11月のJaSPCANの岡山大会では、いかに常勤弁護士を活用するかというような分科会が二つほどあってですね、やっぱりその流れがすごく強くなってきているなという印象があります。なので、今の体制だけでいいっていうふうに考えるのではなくて、常勤配置しているところでどんな効果があったのか、常勤ではないけど今までと違う形でもう少しこういう関わりをした方がいいのではないか、ということは十分検討した方がいいと思います。

もう一つ、最初の市町村の相談支援体制の強化のところにかかわってくるところだと思うんですけれども、私ともう1名の弁護士で、府内のある市町村に行ってるんですね。市町村からすると、弁護士2名が月2回来るという形になっていて、役割分担としては、片方が要対協の実務者会議、もう片方が弁護士が来ることを想定していろいろな事案を溜めておいていただいて、その相談を持ってきていただくというふうになってるんですけども、やはり、法律上はこうなってるでみたいな話になって、市町村の方にお話すると、そこは自分たちもまだまだ頑張れる範囲かな、とか、これはやっぱり子ども家庭センターに相談した方がいいのかな、というように、ちょっとアンテナが立つみたいなとこがあるみたいなんですよ。そういう意味で、市町村を法律の専門家とか弁護士とかがサポートしていくというのはとても有効ではないかなというふうに思うんですけども、何も児童福祉法と児童虐待防止法だけじゃなくて、やっぱり離婚をめぐる問題とか、お金に困ってはる話だと、破産の手続きの話とか。そういう様々な制度を駆使して、ここはこういう法律があってこういう手続きに乗せていただいたら親御さんも楽になるんじゃないのっていうふうなアドバイスができたりするので。また、その市は、相談費用なども工面してくれてるので、とてもよくしていただいているなと思います。

さらにちょっと別な話になって恐縮なんですけど、市町村の要対協に専門家を派遣するというようなことで、その強化を図りたいという取組みはこれまでもされていて、資料1－2の「児童虐待防止市町村支援チームの設置」ということで、平成23年から25年の取組みがあって、私も何回か行ったことがあるんですけど、要は大阪府の方で専門家を派遣する費用を出して、市町村の要対協に例えば弁護士なんかが行って、それで市町村の方では、専門家に来てもらうことが役に立つなということを実感してもらうと。本当は予算化して自分たち独自の事業でやって、それを続けてもらいたいということを想定していたと思うんですけども、あまりこの平成23年から25年のところで、弁護士が出動したということはそれほどなかったと思います。

私が行っているところのように、独自予算でやっているところもありますけども、そこの担当者の方も、弁護士が役に立ってというようなことを他の市町村と話をされている。こういったことを平成23年から25年にはされてましたけれども、また、市町村への専門家の派遣ということで、何か大阪府でも支援に取り組んでいただけたらいいのかな、それが広がっていって、今私が行っているところの取組みというのが広がっていけば、良いのではないかな、というのは思っているところです。

＜ワーキンググループ長＞

市町村の弁護士さんとの関わりですけど、実績を書いてもらってますけど、来てもらってよかった点、どういうところがよかったかとか、そういう意見、そういったところをアンケートとか、ヒアリングは難しいと思いますが、聞いてみてはどうでしょうか。委員がおっしゃった視点、すごく大事です。

ほか、いかがでしょうか？

この危機介入援助チームのお医者さんの役割というのは、例えば親は否定しているけど受傷の判定とか、そういうことですかね。

＜事務局＞

そうです。そういう先生のご協力をいただいて、また精神科医の先生にもご協力いただいてという形もございます。

多くは確かに今、グループワーキンググループ長おっしゃっていただいたとおり、受傷について、画像であるとか状況をご説明して、ご意見をちょうだいするというところがございます。

＜ワーキンググループ長＞

医学的な観点からの助言というところかな。家庭訪問がゼロになているのは、お医者さんの業務からすればやむを得ないところ。中央には常勤のお医者さんもいますけども、ドクターと一緒に訪問してもらえると、親の見立てとか、すごくありがたい。

＜事務局＞

事業の立て付けとして、そういうことも可能という形にさせていただいております。実績は上がっていませんが。

＜ワーキンググループ長＞

なかなかこれも難しい課題ではあります。それこそ国の動きとかも出てきてますので、また新しい重要な情報があれば教えてください。

それでは、若干ちょっと予定よりも時間が早いですが今日の審議は以上にさせていただきたいと思います。

＜事務局＞

本日の議論はこれまでにさせていただきますけども、本当に貴重なご意見を多くいただきました。今後の計画の策定や施策に生かしていきたいと思いますし、今日いただいた宿題につきましては、追加資料としても準備したいと思います。また、国の動きについて情報提供が必要なものは情報提供させていただきたいと思いますので、次回以降もどうぞよろしくお願いいたします。

＜事務局＞

それでは、以上で社会的養育体制整備計画策定部会　第2回こども家庭支援体制ワーキンググループを閉会いたします。本日は長時間にわたってご審議いただき、ありがとうございました。

（終了）